

令和6年度佐賀大学学生海外研修支援事業 審査要領

令和6年度佐賀大学学生海外研修支援事業公募要項第8項の規定に基づき、佐賀大学学生海外研修支援事業の審査に関し、必要な事項を定める。

○選考方針

以下に掲げる内容が満たされているものを高く評価し、総合的に判断する。

- 1 特色ある研修内容であること。

(専門分野に特化したもの、N G O、N P Oとの連携、海外インターンシップへの参加等)

- 2 明確な目標設定があり、それに直結する活動内容が十分に盛り込まれ、優れた教育的効果が期待できるもの

- 3 カリキュラムに組み込まれているもの、又は予定しているもの

- 4 協定校等と共同で実施、又は協定校の教員や学生との双方向型の交流を促進するもの

- 5 危機管理について十分配慮し、緊急事態に適切な対応が行えると判断できるもの

- 6 部局の国際交流ビジョンに合致し、組織的成果を目指しているもの

なお、新規で実施するプログラムを優先採択とする。

○審査方法

書面及び合議審査を行う。

1) 書面審査

審査委員は、各申請書の内容、並びに上記選考方針に基づき、作成された書審査項目に対して評点付けを行う。評点は、1～4の4段階とし、その目安は下表のとおりとする。評点は「評点表」の評点欄に記入し、コメント等がある場合には備考欄に記載する。

【評点の目安】

4 優れている

3 良好である

2 やや不十分な点がある

1 不十分である

申請者が審査委員であった場合、当該事業の審査の間、当該申請者は審査に加わらないこととする。

また書面審査における当該事業の評点は、当該申請者を除く審査委員の評点の平均とする。

2) 合議審査

学生交流審査会において支援の可否案を策定し、国際交流推進センター運営委員会において合議審査を実施する。